

長万部町立長万部小学校

いじめ防止基本方針

(令和7年4月改訂)



- 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - (1) いじめの定義
 - (2) いじめの防止等に関する基本理念
 - (3) いじめの内容
 - (4) いじめの解消
 - 2 いじめ防止等の対策のための組織
 - (1) いじめ防止対策委員会
 - (2) 職員会議での情報共有及び共通理解
 - (3) ケース検討会議の設置
 - (4) 生徒指導研修会
 - 3 いじめ未然防止のための取組
 - (1) 子どもや学級の様子を知るために
 - (2) 互いに認め合い、支え合い助け合う仲間づくりのために
 - (3) 命や人権を尊重し豊かな心を育てるために
 - 4 保護者や地域の方への働きかけ
 - 5 いじめの早期発見のための取組
 - 6 いじめに対する早期対応・早期解消
 - 7 関係機関との連携
- 【資料1】 いじめ未然防止プログラム
- 【資料2】 早期発見・事案対処マニュアル
- 【資料3】 いじめの発見・観察ポイント（保護者用）
- 【資料4】 いじめ発見・見守りチェックシート（学校用）

長万部町立長万部小学校 いじめ防止基本方針（令和7年4月改訂）

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと規定する。

（「北海道いじめの防止等に関する条例 第2条」より）

(2) いじめの防止等に関する基本理念

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。

- ・いじめの芽はどの児童にも生じ得るという緊張感を持ち、学校内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- ・すべての児童がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童の理解を深めること。
- ・いじめを受けた児童の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめ問題を克服すること。

（「北海道いじめの防止等に関する条例 第3条」より）

この基本理念に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応・早期解消に取り組む。

(3) いじめの内容（具体的ないじめの様態）

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(4) いじめの解消

① いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること。
- ・いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じてないこと

- ・被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ・被害者本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ・学校はいじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通す。

解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

2 いじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を組織する。また、必要に応じて、長万部町教育委員会担当者やスクールカウンセラー、学校運営協議会委員、児童相談所保護司、弁護士や警察官または警察経験者等、関係諸機関から担当者を招聘しさらなる対策を講じる。

○ 構成員

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、養護教諭、該当学級担任等から構成し、適宜、関係職員が参加することとする。

○ 活動内容

イ いじめの未然防止に関する取組と評価

ロ いじめの早期発見に関する取組と評価

ハ いじめ事案に対する迅速かつ適切な対応に関する協議及び評価

ニ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童理解の深化に関する研修の実施

ホ 重大ないじめ事案の判断かつ対応内容の確認

(2) 職員会議での情報共有及び共通理解

職員会議において、要配慮児童に関わる現状の様子や指導内容等についての情報を共有し、具体的な共通行動ができるための共通理解を図る。教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に対して報告し、学校の組織的な対応をとる。

(3) ケース検討会議の設置

本校内外の過去のいじめ事案をはじめ、想定いじめ事案等を用いた事例検討を行うことによって、適切かつ迅速な対応能力を備える職員集団づくりをねらう。

(4) 生徒指導研修会

学期に1回、全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換および共通行動について話し合う。

3 いじめ未然防止のための取組

いじめの問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を通した予防的な取組を計画し、協力協働体制で実施する必要がある。

(1) 子どもや学級の様子を知るために

① 教職員の気づきが基本

児童や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、ともに笑い、涙し、児童と場をともにすることが必要である。その中で、児童の些細な言動から、ここの置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

② 実態把握の方法

児童の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画（資料1）を立てることが必要である。そのためには、児童及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、児童のストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効である。また、配慮を必要とする児童の進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間、校種間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

③ 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導について、尋ねたり相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

(2) 互いに認め合い、支え合い助け合う仲間づくりのために

児童が主体的な活動を通して、自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所」をつくる取組が大切である。

児童は、周りの環境によって大きな影響を受けやすい。児童にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が児童に対して愛情を持ち、配慮を要する児童を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、児童に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え未然防止のうえでの大きな力となる。

① 学級経営の充実

- ・児童が達成感や自己有用感をもてるよう、わかる・できる授業の実践に努める。
- ・児童が活躍できる授業作りや好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境作りを行う。
- ・授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりをとおして、自尊感情を高める。
- ・休み時間の活動等「いじめゼロ」を目指し、教職員による日常的な校内巡視等の取組を行う。
- ・道徳の授業や学級活動を通して児童の自己肯定感を高める。
- ・自らいじめを解決し、粘り強くたくましく生きていくことができる力を育てる。

② 学校行事や児童会活動の充実

- ・児童が達成感や自己有用感をもてるよう、活動目標や役割を明確にし、活躍できるようにする。

③ 異学年交流の実施

- ・異学年交流を通して、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身につける。

④ 教育相談の充実

- ・全校一斉に教育相談週間を2回設定し、学級担任により教育相談を実施し、より深い児童理解に努める。必要に応じて個別に相談を設ける。

⑤ 学校相互間の連携協力体制の整備

- ・小・中学校だけでなく、高校などと連携し、情報交換を行う。

⑥ スマホ・ネットモラル教育の推進

- ・携帯電話やネットの使用状況を把握し、利用マナーやルールを学ぶ。

(3) 命や人権を尊重し豊かな心を育てるために

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々な関わりを深める体験活動を充実させ、豊かな心を育成する。

① 人権教育の充実

- ・いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではないこと」を児童に理解させる。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

② 道徳教育の充実

・未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てていく。児童は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料などの内容を十分に検討したうえで取り扱う。

<実践例1> 異学年交流

一年生を迎える会の開催、朝・給食、清掃活動の準備や片づけの手伝い、読み聞かせ、児童会活動、運動会等での取組を通して、お互いに認め合い、助け合う関係を築く。

<実践例2> いじめ防止宣言

児童会の取組として、小中高連携し、いじめ防止宣言や標語・ポスターづくりの取組を進める。

③ 体験活動の充実

・児童は、自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、ともに生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していく。しかしながら、現在の児童には、福祉体験やボランティア体験、就業体験等の「生きた社会」との関わりが少なく、学校が意識的に発達段階に応じた体験教育を体系的に展開し、教育活動に取り入れていく。

④ コミュニケーション活動を重視した活動の充実

・現在の児童は、他者と関わる生活体験や社会体験が少ないため、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を増やしていく。児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れていく。

4 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会などにおいて、いじめの実態や活動方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やHP、学校だよりなどによる発信を積極的に行っていく。

5 いじめの早期発見のための取組

- (1) 日常の遊びや対話・観察などを通して、小さな兆候も見逃さない。
- (2) 日記や諸調査などを通して、内面の変化を把握する。
- (3) 日頃から、教職員間の情報交換を密にする。
- (4) 児童及び保護者が相談しやすい雰囲気や体制を作る。
- (5) 家庭や地域との協力・連携を密にする。
- (6) 教育相談を実施する。

6 いじめに対する早期対応・早期解消

(1) 相談や報告について

いじめ防止対策委員会での相談や報告のルートを機能させ、いじめの事実関係の正確な把握に努める。必要な場合は外部との連携を取り対応にあたる。

- ・だれがだれに対していじめたのか。(個人・集団)
- ・どのようないじめか。(内容)
- ・きっかけは何か。(原因・動機・背景)
- ・いつごろから、どのくらい続いたのか。(期間) など

(2) いじめられた子どもへの指導

- ・心情の共感的理解に努め、仕返しなどの不安感を除去し、継続的に教育相談等を設け早期解消を図る。必要であれば外部機関と連携し、継続して支援していく。

(3) いじめた子どもへの指導

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞くとともに、自分の行為が、どれほど相手に苦しみや痛みを与えているのかを具体的に気づかせ、内面に迫る指導をする。

(4) 全体への指導

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として捉えるように促すとともに、傍観者の態度は、いじめに加担したことと同じであることを理解させ、話し合いを組織的に行う。
- ・いじめられている子どもの痛みを自分の痛みとして受け止め、正しい行動をとれるように指導する。

(5) いじめられた子どもの保護者への対応

- ・保護者の立場に立って、受容と共感の態度で対応する。
- ・学校の指導方針を説明し、今後の対応について協議する。

(6) いじめた子どもの保護者への対応

- ・いじめの事実とそれに対する学校の指導方針について正確に伝え、理解を求める。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・日常で親子関係のあり方を具体的に話し合い、親自身の変容が図られるように援助する。

(7) 継続した指導

- ・いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、必要な指導を継続的に行う。
- ・いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のための実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

7 関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察、地域等の関係機関と連携する。日頃から学校や地域の状況についての情報交換等を積極的に行い、「顔の見える連携」を推進する。

(1) 教育委員会との連携

- ・いじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の支援を受ける。解決が困難な事案については、必要に応じて教育委員会が主導し、警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。

(2) 警察、その他関係機関との連携

- ・学校は、地域の警察と相互協力する体制を整えておく。いじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や児童相談所等に相談し、連携して対応する。児童の生命・身体の安全がおびやかされる場合には、直ちに通報する。
- ・いじめた児童のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、町教育委員会や町保健福祉課、児童相談所、民生・児童委員等の協力も視野に入れて対応する。

いじめ未然防止プログラム

長万部町立長万部小学校

【本校の取組の特徴】

- 明るい挨拶ができる子どもの育成を重点に取組を進めており、年間を通して、児童会や教員による挨拶運動を行っています。
- 支持的風土の醸成に向けた取組を進めており、教育活動全体を通して、思いやりの心の育成に努めています。

	ア 道徳、総合的な学習の時間・特別活動等の教科・領域の関連を図ったプログラム	イ 子ども会義等の児童会活動との関連を図ったプログラム	ウ 社会教育（家庭や地域）と連携した体験活動との関連を図ったプログラム	エ 道徳教育・人権教育・情報モラル教育等との関連を図ったプログラム
① 居場所づくり	<p>【A 子ども理解支援ツール「ほっと」】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「ほっと」の発達段階に応じたコミュニケーションスキル測定結果を参考にした各学年の道徳の重点目標を設定、実践 ○「ほっと」を活用した学級経営 ○教育相談週間の実施 ○学習のきまり掲示 ○生活のきまり掲示 	<p>【D 教育相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○アンケートの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談アンケート ・いじめアンケート ・生活アンケート ○教育相談週間設定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 6月 ・ 11月 ○挨拶運動（教師主導） ○児童会、委員会活動の充実 	<p>【G 地域連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・ 6月 ・ 9月 ○校外班会議及び集団下校訓練の実施 	<p>【J 道徳教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重点教育目標「他と協力し 主体的に考え自らを高める子どもの育成」における豊かな心の育成を目指し、学校教育全体を通じた道徳教育の充実 ○ネットモラル教育を各学年の成長段階に合わせた計画的な推進
② 児童が主体	<p>【B 学校行事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○協力することの大切さや、仲間のよさを実感させる学校行事に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 6月：運動会 ・ 11月：学習発表会 	<p>【E 児童会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○挨拶運動 <ul style="list-style-type: none"> ・委員会活動 ○いじめゼロポスターづくり <ul style="list-style-type: none"> ・児童会三役 ○いじめ撲滅宣言 <ul style="list-style-type: none"> ・小中高の児童会生徒会 ○委員会等で企画・立案をしたレクリエーションの実施 	<p>【H 地域事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交通安全のため街頭啓発運動への参加「旗の波運動」 <ul style="list-style-type: none"> ・年2回 ・1～2年生 	<p>【K 学校行事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○仲間と協力し、助け合いながら目標やねらいを達成する取組 <ul style="list-style-type: none"> ・6年：修学旅行 ・5年：宿泊学習
③ いずれかが主体	<p>【C 異年齢交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○クラブ活動を通じた異学年との交流 ○小中高合同発表会を通じた他校種との交流 	<p>【F いじめ防止標語】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめ未然防止に向け、いじめについて考える機会を設定し標語コンクールに応募する取組 	<p>【I 地域連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域人材や町内各施設を活用した見学や体験学習の実施 ・校舎外清掃の実施 	<p>【L 思いやりの心を育む活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめ、ネットトラブル防止の標語作成

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童・生徒や保護者
- 学級担任
- 児童生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童・生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者→報告窓口（教頭・生徒指導担当）→集約担当（教頭）→校長



【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針，指導方法，役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関との連携の検討



【教育委員会への報告】

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童・生徒及び保護者への支援
- いじめを行った児童・生徒及び保護者への指導・助言
- 周囲の児童・生徒への指導
- 関係機関（教育委員会、警察、児童相談所等）との連携
- スクールカウンセラーの派遣要請

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学校	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させる等、謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家庭	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して今後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。	<input type="checkbox"/> いじめを受けた児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断（※解消の要件についてはP1参照）



【再発防止に向けた取組】

<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 原因の詳細な分析 <input type="checkbox"/> 事実の整理、指導方針の再確認 <input type="checkbox"/> スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用 <input type="checkbox"/> 学校体制の改善・充実 <input type="checkbox"/> 生徒指導体制の点検・改善 <input type="checkbox"/> 教育相談体制の強化 <input type="checkbox"/> 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 教育内容及び指導方法の改善・充実 <input type="checkbox"/> 児童生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実 <input type="checkbox"/> 道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫 <input type="checkbox"/> 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 家庭、地域との連携強化 <input type="checkbox"/> 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の極的な公開 <input type="checkbox"/> 学校評価を通じた学校運営協議会によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価 <input type="checkbox"/> 児童生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成
--	--	---

いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

長万部町立長万部小学校

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学校に相談してください。

第1段階 観察しましょう

- 「行ってきます」「ただいま」など、声に元気がない。
- 兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
- 保護者への反発が強くなる。
- 食欲がない。
- 寝言などでうなされることがある。
- 勉強に身が入ってないように見える。
- 帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。
- 最近、よく物をなくす。
- 学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。
- メールやブログ等を今まで以上に気にする。
- 友達から呼び出される。
- 頭痛、腹痛を訴え、登校を渋る。
- 学校のノートや教科書を見せたがらない。（*教科書への落書き、破れ）
- 保護者の前で宿題をやろうとしない。（*プリントへの落書き、破れ）
- 学校行事に来ないでほしいと言う。
- 学校からのプリントを見せない。
- 放心状態でいることがよくある。
- 何もしていない時間が多い。
- 倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。
- 無理に明るく振る舞っているように見える。

第2段階 いじめられている可能性を疑い、学校に相談してください

- 「行ってきます」「ただいま」を言わない。
- 気分の浮き沈みが激しい。
- 兄弟姉妹にあたるが増える。
- 理由もなくイライラする。
- 食欲が無くなり、家族と一緒に食事をしない。
- 成績やテスト結果が急に下がる。

- 制服や衣服の汚れが顕著になる。
- 物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
- 学校のことを詳しく、具体的に聞こうとすると怒る。
- メールやブログ等を見ようとししない。
- いたずら電話がよくかかってくる。
- ちょっとした音に敏感になる。
- 友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
- 親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
- 学校や友達の話題を避けるようになる。
- 持ち物への落書きがある。
- 衣服、制服、靴などを親の知らないところで自分で洗う。
- 原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下等の身体症状が見られる。
- 登校を渋る。
- 身体を見せたがらない。
- 外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。

第3段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう

- 急に誰かをののしったりする。
- かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
- 身体に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする。
- 身体にマジックによるいたずらがある。
- 急に友達関係が変わる。
- 友達から頻繁に呼び出される。
- 学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
- 悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
- 部活動を休むことが多くなり、急にやめると言い出す。
- 学校を転校したいと言い出す。
- 金遣いが荒くなったり、保護者の金を持ち出したりするようになる。
- 以前では考えられないような非行行動が見られる。
- 自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある。
- 日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。

いじめ発見・見守りチェックシート（学校用）

（ ）年（ ）組 記入者氏名（ ） 長万部町立長万部小学校

※ 次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

児童氏名

- 遅刻・欠席・早退が増えた。……………（ ）
- 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。……（ ）
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。……（ ）
- 教職員のそばにいたがる。……………（ ）
- 登校時に、体の不調を訴える。……………（ ）
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。……………（ ）
- 交友関係が変わった。……………（ ）
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。……………（ ）
- 表情が暗く（さえず）、元気がない。……………（ ）
- 視線をそらし、合わそうとしない。……………（ ）
- 衣服の汚れや傷み等が見られる。……………（ ）
- 持ち物や掲示物等にいたずらや落書きまたは、隠されたりする。……………（ ）
- 体に擦り傷やあざができていることがある。……………（ ）
- けがをしている理由を曖昧にする。……………（ ）

授業や給食の様子

児童氏名

- 教室にいつも遅れて入ってくる。……………（ ）
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。……………（ ）
- 発言したり、褒められたりすると冷やかしやからかいがある。……………（ ）
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。……………（ ）
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。……………（ ）
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。……………（ ）

清掃や放課後の様子

児童氏名

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。……………（ ）
- ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。……………（ ）
- 最後まで一人で作業をやらされる……………（ ）
- 一人で下校することが多い。……………（ ）
- 他の児童の分まで荷物を持たされる。……………（ ）
- 先生になにか言いたそうにしている。……………（ ）

- ◆ 児童のささいな変化に気付き、気付いた情報は抱え込まず、学校いじめ対策組織において確実に共有し、速やかに対応をします。
- ◆ 日常の児童とのふれあいを大切にします。
- ◆ 気付いたことを、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）の視点で共有を図るなど、学校全体で早期発見「いじめ見逃しゼロ」を進めます。